

## 「第12次名古屋市交通安全計画(中間案)」に対して意見表明

日本損害保険協会中部・北陸支部（委員長：片田 真理・損害保険ジャパン株式会社 常務執行役員 中部エリア本部長）では、2026年6月11日付で名古屋市から公表された「第12次名古屋市交通安全計画(中間案)」に係るパブリックコメントに対し、意見表明を行いました。

### 《パブリックコメントの概要》

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項に基づき、名古屋市交通安全対策会議において策定された第11次名古屋市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）が終期を迎えたことから、「第12次名古屋市交通安全計画（案）」（令和8年度から令和12年度）を策定するもの。

### 《意見内容の概要》

該当箇所	意見内容
<p>P36 イ 交通安全教育の実施 （イ）交通安全教育の受講機会の拡充等 高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、LEDライトや反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。</p>	<p>反射材用品等に加えて、名古屋市「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で着用が努力義務化されているヘルメットについても普及を図る観点から、「LEDライトや反射材用品、ヘルメットの活用等交通安全用品の普及にも努める」といった記載を検討いただきたい。</p> <p>運転免許を持たない高齢者の移動手段は、徒歩や自転車の場合が多く、自転車死者数97人のうち63人（64.9%）が高齢者となっている。（愛知県警交通統計「年間の交通事故分析（令和7年）」）</p> <p>また、自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率は高齢者が年齢層別で最も低く（警察庁統計（R6中））、自転車乗用中の車両単独の死亡事故のうち、路外逸脱や転倒が多い（警察庁統計（H27～R6合計））ため、ヘルメット着用など自分を守る教育を実施する必要があるとともに、普及に努める必要があると考える。</p>
<p>P37 （8）外国人に対する交通安全教育の推進 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。</p>	<p>県内における外国人運転者による交通事故件数が増加していることから、交通事故抑止の対策と並行して、交通事故による被害軽減のための対策についても記載を検討いただけないか。</p> <p>例えば「外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識、自賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、」といった記載を検討いただけないか。</p> <p>交通事故による被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務、また、自動車保険への加入について、外国人への周知広報を実施いただきたい。</p>
<p>P40</p>	<p>損害賠償責任保険等への加入は、被害者保護等の観点から、</p>

<p>(4) 自転車の安全利用の推進  ア 自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化  自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等への加入の更なる促進を図る。</p> <p>P57  6 自転車の安全性の確保  自転車が加害者となる事故により、高額な損害賠償責任を負うケースがあることを踏まえ、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の適切な救済を図るため、損害賠償責任保険等への加入の更なる促進を図る。</p>	<p>名古屋市「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（令和3年10月1日施行）において義務となっており、施行後5年が経過するため、「加入の促進」ではなく、「加入義務について周知啓発」といった記載にすることを検討いただけないか。</p> <p>例えば、「自転車の点検整備の必要性や加害者になった場合の備えである損害賠償責任保険等への加入義務について、更なる周知啓発を実施する」等が考えられる。</p> <p>また、P40の記載については、「ア 自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化」の項目中に記載されているが、「ク 自転車ヘルメット着用の徹底」と同じく1項目として取り出し、「コ 損害賠償責任保険等への加入の徹底」等として記載することを検討いただけないか。</p> <p>前述のとおり、損害賠償責任保険等への加入は被害者保護等の観点から条例で義務化されている項目であり、条例で努力義務とされているヘルメット着用を「徹底」とするのであれば、損害賠償責任保険等への加入も「普及啓発」の項目ではなく「加入の徹底」として記載すべきではないか。</p>
--	---

中部・北陸支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。